ここにお届けいたしました
「ANA VISA Suicaカード」のご利用に際しましては、
同封の「ご利用ガイド」を必ずお読みいただき、
あなたのカードライフにお役立てください。

ANA VISA Suicaカード

ご利用の前に

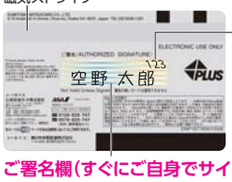

お取扱いのご注意

- 磁気ストライプは、マグネット製クリップ・バッグの口金・ネックレス・携帯電話・オーディオ機器などを直接近づけると性能が低下し、カード使用ができなくなる場合があります。
- ICチップは必要以上に力を加えたり、カードを曲げたりした場合、破損することがあります。

まず、カード裏面にご自身でサインをしてください

- 裏面のご署名欄の上から直接、油性のサインペンかボールペンではっきりとサインしてください。
- ご署名欄はすべりやすくなっていますのでご注意ください。
- サインは漢字でもローマ字でも結構です。
- 漢字のサインは海外でも通用します。
- 加盟店でカードをご利用になる際は、売上票のご利用金額をお確かめのうえ、「ご署名欄」と同じサインをお願いいたします。
- エンボス(凹凸)のないカードのため、クレジット決済端末のないお店(インプリンターを使用するお店)ではご利用いただけません。

年会費

通常の年会費	マイ・ペイすリボをお申し込みの年会費(※1)	カードご利用代金WEB明細書サービスをお申し込みの年会費(※2)
税抜2,000円+税	税抜751円+税	税抜1,500円+税

※1マイ・ペイすリボをお申し込みの場合、翌年度以降は前年度のカードのご利用が条件となります。
※2カードご利用代金WEB明細書サービスのお申し込みを完了し、年会費請求前月からさかのぼった過去1年間のカードご利用代金の請求(最大12回)のうち、6回以上の請求がある方が割引となります。

ANA VISA Suicaカード会員特約

第1条(名称および本特約の目的) 1.本カードは全日本空輸株式会社(以下「ANA」という)、東日本旅客鉄道株式会社(以下「JR東日本」という)および三井住友カード株式会社(以下「三井住友」という)が提携し、所定の方法で発行するもので、カードの名称は「ANA VISA Suicaカード」(以下「カード」という)と称します。 2.本特約はカードの発行条件、機能および使用方法等について定めるものとします。

第2条(会員資格) 1.本特約、三井住友VISAカード&三井住友マスターカード会員規約(以下「会員規約」という)、ANAマイレージクラブ会員規約、Suicaに関する特約、オートチャージに関する特約、リンクに関する特約ならびにビュー TypeII提携カードに関する特約を承認のうえ、ANA、JR東日本および三井住友(以下総称して「各社」という)に入会の申し込みをした方で、各社が適格と認めた方を会員とします。 2.カードのお申し込みができるのは、個人の方のみとします。また、お申し込みに先立ち、各社から届出住所宛へ諸通知の発送や諸連絡を行うことをご了解いただける方に限らせていただきます。 3.カードのお申し込みにあたり、入会申込書およびご提出いただいた書類は返却いたしません。

第3条(カードの機能およびサービスの利用) 1.会員は、本特約、会員規約およびビュー TypeII提携カードに関する特約に定めるクレジットカードとしての機能(以下「クレジットカード機能」という)、ANAマイレージクラブ会員規約に定めるANAマイレージクラブとしての機能(以下「AMCカード機能」という)、Suicaに関する特約、オートチャージに関する特約およびリンクに関する特約に定めるJR東日本所定の乗車券(以下「ICカード乗車券」という)で提供する機能(以下「Suica機能」という)を1枚のカードでご利用できます。 2.会員は前項の機能のほか、各社が提供する特典・サービスを受ける場合には、各社所定の方法に従うものとします。

第4条(カードの貸与および回収) 1.カードの所有権は、JR東日本および三井住友に帰属し、会員に貸与するものとします。 2.会員は、善良なる管理者の注意をもってカードを管理するものとします。 3.JR東日本および三井住友またはそのいずれかからカードの返却の請求があった場合は、会員はその請求に従って、カードを返却するものとします。

第5条(カードの不着) カードが、万が一ご不在などの理由により不着となり、返却された場合には、三井住友で所定の期間のみ保管します。所定の期間を経過した場合、当該カードを破棄するものとします。なお、カードの再発行にあたっては第11条に従って届け出るものとします。

第6条(クレジットカード機能) 1.カードは、会員規約に定める本会員に発行され、家族会員のお申し込みはできません。 2.会員は、会員規約に定める加盟店に加え、JR東日本の指定する窓口、乗車券類発売機等にカードを提示し、JR東日本および三井住友所定の手続きを経ることによって、ショッピングが利用できます。 3.会員は、カードをインプリンター加盟店(カード表面の凹凸を利用して売上票に印字を行う加盟店)で利用することはできません。

第7条(支払期日) 会員が指定できる支払期日は、毎月10日(但し、金融機関の都合により毎月8日となることがあります)のみとします。

第8条(集金業務の委託) 会員は、カードを通じての諸費用(ANA年会費等)の支払いについて、その都度依頼書をANAに提出することなくANAが三井住友に集金業務を委託することを予め了承します。

第9条(カードの盗難・紛失等) 1.会員が、カードを紛失、盗取された場合、カードが偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合、または他人に使用されたことを認知した場合には、速やかに三井住友に連絡を行うものとし、三井住友からその事実をANAおよびJR東日本に通知します。 2.前項の連絡の後、会員は遅滞なく三井住友所定の方法により三井住友に届出を行うとともに所轄警察署へ届出を行うものとします。 3.第1項の連絡を受けた場合は、当該連絡内容の確認など所定の手続きに従って、三井住友はクレジットカード機能の利用を停止し、ANAはAMCカード機能の利用を停止し、JR東日本はSuica機能の利用を停止します。各社またはそのいずれかのシステムが休止している間に連絡を受け付けた場合には、システムの休止期間終了後に遅滞なく同様の措置をとります。これはカードのご利用の安全を図るための措置であり、万が一当該連絡における会員の誤りなどでカードが使用できないことが生じても、各社は責任を負いません。 4.盗難・紛失等により被る損害については、クレジットカード機能に関しては会員規約が、AMCカード機能に関してはANAマイレージクラブ会員規約が、Suica機能に関してはSuicaに関する特約およびオートチャージに関する特約が、それぞれ適用されるものとします。

第10条(届出事項の変更) 1.氏名・住所その他の届出事項に変更があった場合には、会員は速やかに三井住友ならびにANAに所定の方法により届け出るものとします。なお、会員からの当該届出内容を三井住友はJR東日本へ連絡するものとし、あわせてANAへ通知するものとします。 2.氏名に変更があった場合には、会員は、第11条に定める届出方法によりカードの再発行を届け出るとともに、カードを三井住友に返却するものとします。

第11条(カードの再発行) 1.カードの紛失・盗難、破損・汚損および氏名変更等を理由に会員が三井住友に所定の方法にて届出をすることにより、カードの再発行の申し出を行い、各社が適格と認めた場合には、カードを再発行するものとします。 2.カードの再発行の申し込み時に、会員がカードを所持していた場合、カードを返却するものとします。 3.カードの再発行が必要となる場合、新しいカードが交付されるまでの間は、クレジットカード機能、AMCカード機能およびSuica機能の利用はできないものとします。これに伴って、万が一損害などが発生したとしても各社は責任を負いません。

第12条(カードの有効期限) 1.カードには有効期限があり、クレジットカード機能およびSuica機能に共通の有効期限です。 2.カードの有効期限が到来し、各社が適格と認めた場合には、有効期限を更新した新しいカード(以下「更新カード」という)を届出住所宛に送付するものとします。 3.前項の場合において、各社が適格と認めないときは、有効期限をもって会員資格を喪失します。 4.会員が第10条の届出を怠る等の事由で更新カードを受領することができない場合、これに伴う不利益、損害等については、各社は責任を負わないものとします。

第13条(カードの利用停止および会員資格の喪失) 1.各社は、会員が本特約、会員規約、ANAマイレージ会員規約、Suicaに関する特約、オートチャージに関する特約もしくはリンクに関する特約に違反したとき、または違反するおそれがあると判断したときは、各社はクレジットカード機能、AMCカード機能およびSuica機能の一部もしくは全部の利用を停止しまたは会員資格を取り消す(以下「利用停止等」という)ことができます。 2.利用停止等の場合には、JR東日本および三井住友は、会員に事前に通知、催告等をすることなく、カードが利用可能な現金自動支払機や会員規約に定める加盟店等を通じて、カードの回収をすることができるものとします。 3.利用停止等に伴って会員に生じる不利益、損害等については、各社は責任を負わないものとします。

第14条(退会) 会員は、退会にあたっては、三井住友に所定の方法にて届出をするとともに、カードを三井住友宛に返却するものとします。会員から届出があった場合、会員の退会の事実を三井住友はANAおよびJR東日本へ連絡します。

第15条(機能の分離) 会員はカードについて、クレジットカード機能、AMCカード機能ならびにSuica機能のうち単独の機能を他の機能と切り離して解約することはできません。

第16条(本特約の改定および適用) 本特約が改定され、その改定内容が会員通知された後に、会員がカードを利用したときには、会員はその改定を承認したものとみなします。なお、本特約に定めのない事項については、会員規約、ANAマイレージ会員規約、Suicaに関する特約、オートチャージに関する特約、リンクに関する特約およびビュー TypeII提携カードに関する特約、その他三井住友、ANAまたはJR東日本の定める規約・特約を適用するものとします。

個人情報の取扱いに関する同意条項に係る特約

個人情報の提供および利用に関する同意 1.会員は、三井住友カード株式会社、全日本空輸株式会社および東日本旅客鉄道株式会社(以下総称して「各社」という)が保護措置を講じた上で、下記の利用を目的として、下記の個人情報を相互に提供し、各社がこれを利用することに同意します。なお、本特約の用語の定義について特に定めのないものは、ANA VISA Suicaカード会員特約、三井住友VISAカード&三井住友マスターカード会員規約、ANAマイレージクラブ会員規約、Suicaに関する特約、オートチャージに関する特約およびビュー TypeII提携カードに関する特約(以下「会員規約等」という)によるものとします。

[利用目的] ①ANA VISA Suicaカード(以下「カード」という)の発行または会員の管理 ②カードに関するサービスの提供 ③法令等や契約上の権利の行使や義務の履行 ④各社の商品、サービスの案内 ⑤各社の商品開発 ⑥会員へのカードを利用した取引上必要な連絡および取引内容の確認、その他取引の適切かつ円滑な履行

[相互に提供・利用する個人情報]
(1)上記①②③④⑤を利用目的とする場合 (a)会員規約等に基づき各社に届出のあった情報若しくは会員が各社に提出する書類等に記載されている情報 (b)カードの申込みにより発行されるカードの番号・有効期限および変更後のカード番号・有効期限 (c)カード会員番号が無効となった事実(但し、その理由は除く) (d)カード会員資格の喪失(但し、その理由は除く) (e)カード申込みに対する審査の結果(但し、その理由は除く) (f)会員のカードのご利用に関する、利用日、利用金額、ご利用店名、商品名等のご利用状況、契約内容に関する情報 (2)上記⑥を利用目的とする場合 (a)上記(1)の各項目 (b)ICカード乗車券の機能の使用に関する情報 2.会員は前項[利用目的]④の同意の範囲内で各社が他の各社から提供された前項[相互に提供・利用する個人情報]の情報を利用している場合であっても、当該利用をしている各社それぞれに対し、その利用の中止を申出ることができます。但し、カードまたはご利用代金明細書に同封されるご案内等の送付を除きます。

Suicaに関する特約

第1条（目的）本特約は、三井住友カード株式会社（以下「三井住友」といいます。）、全日本空輸株式会社（以下「ANA」といいます。）および東日本旅客鉄道株式会社（以下「JR東日本」といいます。）の発行する「ANA VISA Suicaカード」（以下「カード」といいます。）を情報記録媒体としたJR東日本所定の乗車券（以下「ICカード乗車券」といいます。）において、会員に提供するサービスの内容と、会員がそれらを受けるための条件を定めることを目的とします。なお、本特約の用語の定義について特に定めのないものは、「三井住友VISAカード&三井住友マスターカード会員規約」および「ANA VISA Suicaカード会員特約」（以下まとめて「会員規約等」といいます。）によるものとします。

第2条（適用範囲） 1.本特約は、会員規約等に対する特約であり、会員規約等と異なる条項については本特約を優先することとします。 2.会員がICカード乗車券を利用する場合は、東日本旅客鉄道株式会社ICカード乗車券取扱規則（平成13年10月東日本旅客鉄道株式会社公告第24号。以下「ICカード取扱規則」といいます。）による記名ICカード乗車券として取り扱います。 3.会員はカードを、ICカード取扱規則によるSuica定期乗車券としては利用できないものとします。 4.ICカード乗車券の利用等に関し、本特約に定めていない事項については、ICカード取扱規則および東日本旅客鉄道株式会社Suica電子マネー取扱規則（平成16年3月東日本旅客鉄道株式会社公告第34号。以下「電子マネー取扱規則」といいます。）の定めるところによります。「ICカード取扱規則」による場合、「利用者」を「会員」と読み替えることとします。また「電子マネー取扱規則」による場合、「Suica電子マネー」を「SF」、「利用者」を「会員」とそれぞれ読み替えることとします。

第3条（用語の定義）本特約における主な用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとします。 (1)「SF」とは、JR東日本が相当の対価を得てICカード乗車券に記録した金銭的価値をいいます。 (2)「チャージ」とは、JR東日本の定める方法でICカード乗車券にSFを積み増しすることをいいます。

第4条（デポジット）カードについては、デポジットに関するICカード取扱規則の定めは適用しないものとします。

第5条（制限事項） 1.カードの有効期限を超えてICカード乗車券として使用することはできません。 2.ICカード取扱規則第48条の定めにかかわらず、バスの定期乗車券を利用することはできません。

第6条（チャージ） 1.会員は、ICカード取扱規則第12条に定める機器のほか、ICカード乗車券の処理が可能なJR東日本またはJR東日本が提携している会社もしくは組織の運営している現金自動貸付機等（以下「Suica対応ATM」といいます。）により、カードのクレジットカード機能によってチャージをすることができます。 2.会員がカードのクレジットカード機能によりチャージを行う場合のお支払い方法は、カードショッピングの1回払いとします。 3.前項にかかわらず、会員から申し出があり、三井住友が承認した場合には、承認した方法による支払い方法に変更することができるものとします。

第7条（SF残額の確認）会員は、ICカード取扱規則第13条に定める機器のほか、Suica対応ATMにより、カードのSF残額を確認することができます。

第8条（払い戻し） 1.JR東日本は、ICカード取扱規則第15条の定めにかかわらず、本特約第10条第2項に該当する場合でJR東日本が認めた場合、第11条または第12条に該当する場合で、会員から次の各号のいずれかによる請求があった場合に限り、SF残額を払い戻します。なお、JR東日本はICカード取扱規則第15条に定める手数料は収受しません。ただし、本特約第10条第2項に該当する場合、JR東日本所定の払戻手数料および振込手数料等を負担していただく場合があります。 (1)会員が、Suica対応ATMによりSF残額の払い戻しを請求したとき。 (2)前号の取り扱いによれない場合で、会員が自らの責任においてカードを切断する等使用不能な状態にして、三井住友、ANAおよびJR東日本（以下総称して「各社」といいます。）所定の方法によりカードを三井住友に返却して、SF残額の払い戻しを請求したとき。 2.前項による払い戻しをした以降は、カードのICカード乗車券は使用できなくなるものとします。 3.SF残額を払い戻した後は、バス事業者の行うバス利用特典サービスは無効となります。無効となったバス利用特典サービスについて、各社は責任を負わないこととします。

第9条（再発行時の取扱い）各社は、ICカード取扱規則第16条および第17条にかかわらず、「ANA VISA Suicaカード会員特約」第11条に定める再発行時にICカード乗車券の再発行を行います。

第10条（カードが無効となる場合等） 1.各社は、次の各号に該当する場合、ICカード乗車券を無効とし、会員資格の喪失等の処置をとることがあります。 (1) ICカード取扱規則第31条、第33条または第34条に該当した場合 (2)電子マネー取扱規則第6条第1号に該当した場合 (3)会員のICカード乗車券の利用が会員規約等または本特約の規定に違反した場合、あるいは違反する恐れがある場合 2.各社は、会員が前項以外の事由により退会・会員資格の喪失およびカードの利用停止・返却の適用を受けた場合にはカードを無効とします。

第11条（更新カード発行時の取扱い）会員は、有効期限を更新した新しいカードが送付された場合で従前のカードにICカード乗車券の情報がある場合は、その有効期限内に本特約第8条によるSF残額の払い戻しを行うものとします。

第12条（退会の手続き）会員がカードを任意に退会する場合は、第8条によるSFの払い戻しを行った上で、会員規約等の定めによるものとします。なお、各社が認めた場合は、この限りではありません。

第13条（免責事項） 1.カードを紛失しまたは盗難にあった場合等に、カードの使用停止措置が完了するまでの間に他人によるICカード乗車券の使用等（払い戻しを含みます。）があった場合、各社はそれらを補償する責めを負いません。 2.カードのICカード乗車券の機能が使用できないことにより会員に生じる不利益、損害については、各社はその責めを負いません。

オートチャージに関する特約

第1条（適用範囲）本特約は、「三井住友VISAカード&三井住友マスターカード会員規約」、「ANA VISA Suicaカード会員特約」、東日本旅客鉄道株式会社ICカード乗車券取扱規則（平成13年10月東日本旅客鉄道株式会社公告第24号。以下「ICカード取扱規則」といいます。）、東日本旅客鉄道株式会社Suica電子マネー取扱規則（平成16年3月東日本旅客鉄道株式会社公告第34号。以下「電子マネー取扱規則」といいます。）、モバイルSuica会員規約、鉄道利用に関する特約及びオートチャージ利用特約（以下まとめて「会員規約等」といいます。）に対する特約であり、会員規約等と異なる条項については本特約を優先することとします。なお、本特約の用語の定義について特に定めのないものは、会員規約等によるものとします。なお、「ICカード取扱規則」による場合、「利用者」を「会員」、「電子マネー取扱規則」による場合、「Suica電子マネー」を「SF」、「利用者」を「会員」とそれぞれ読み替えることとします。

第2条（オートチャージサービス）「オートチャージ」とは、ANA VISA Suicaカード（以下「カード」といいます。）又はカードとリンクに関する特約第2条のリンク（以下本特約において「リンク」といいます。）をした「記名ICカード乗車券（「電子マネー取扱規則」に規定する、「ICカード等」のうち記名されたものも含む。）」（以下「ICカード乗車券」といいます。）又はカードにより会員登録されたモバイルSuica電話機等（以下「モバイルSuica電話機等」といいます。）におけるSF残額が、あらかじめ設定した金額（以下「実行判定金額」といいます。）以下の場合、東日本旅客鉄道株式会社（以下「JR東日本」といいます。）が別に定めるオートチャージ機能を有する自動改札機等を利用して入場する際に、カードのクレジット機能により、あらかじめ設定した金額（以下「入金実行金額」といいます。）が自動的にチャージされることをいい、それにより提供されるサービスを本特約において「本サービス」といいます。

第3条（利用方法等） 1.会員は、カードへのオートチャージ設定に関して、実行判定金額および入金実行金額の新規設定については、三井住友カード株式会社、全日本空輸株式会社およびJR東日本（以下総称して「各社」といいます。）にカードの入会申込みをする際に各社所定の方法により行うか、JR東日本又はJR東日本が提携している会社もしくは組織の運営するSuica対応ATM（以下「ATM」といいます。）により行い、実行判定金額および入金実行金額の変更および利用停止については、ATMにより行うこととします。 2.会員は、リンクしたICカード乗車券へのオートチャージ設定に関して、実行判定金額および入金実行金額の新規設定、変更および利用停止については、ATMにより行うこととします。 3.会員は、モバイルSuica電話機等へのオートチャージ設定に関して、実行判定金額及び入金実行金額の新規設定、変更及び利用停止については、当該モバイルSuica電話機等により行うこととします。 4.実行判定金額および入金実行金額は、1万円を限度として1千円単位で設定することとします。 5.本サービスは、会員本人以外の利用はできないものとします。 6.オートチャージ実施時における売上票への署名は省略します。なお、本サービスは、各社が認めた場合を除き会員による利用がなされたものとみなします。

第4条（制限事項等） 1.1日のオートチャージの合計額の上限は2万円とします。 2.カードによる利用代金の決済が承認されない場合には、オートチャージできません。 3.本サービスのお支払いは、カードのクレジット機能によるカードショッピングの1回払いとします。ただし、会員から申し出があり、三井住友カード株式会社が承認した場合には、承認した方法による支払い方法に変更することができるものとします。 4.会員は、一旦実施したオートチャージの取消はできないものとします。 5.会員は、Suicaに関する特約第8条に該当する場合を除き、オートチャージによりチャージしたカードにおけるSFの払い戻しはできないものとします。 6.各社のいずれかが必要と認めた場合には、何らの通知催告なくして本サービスを停止することがあります。

第5条（有効期限） 1.本サービスの有効期限は、カードの有効期限までとします。 2.リンクによる本サービスの有効期限については、以下の各号の通りとします。 (1)リンクによる本サービスの有効期限の経過後に、各社が引き続きカードの会員と認める場合には、ATMにおいてJR東日本が定める方法によりオートチャージ設定を再度会員自らが行うこととします。 (2)各社が引き続きカードの会員と認めた場合でも、有効期限内に前項の手続きを行わなかった会員は、有効期限の到来をもってリンクによる本サービスは利用停止となります。 (3)会員が有効期限の更新を認められなかった場合、会員は有効期限の到来をもって本サービスは利用停止となります。

第6条（紛失・盗難等） 1.会員は、万一リンクしたICカード乗車券を紛失し、又は盗難にあった場合は、速やかにICカード乗車券を取扱う駅において、再発行の手続きを行うこととします。 2.会員は、オートチャージ設定したモバイルSuica電話機等を紛失し、又は盗難にあった場合は、速やかにモバイルSuicaコールセンターまたはパソコン向けモバイルSuicaサイトを通じて再発行に必要な登録処理を行うこととします。 3.JR東日本は前2項の再発行の請求を受けた場合、翌日の営業開始時間までに使用停止措置を完了させます。

第7条（免責事項） 1.不可抗力、システム上のトラブル、第4条による場合等の理由を問わず、オートチャージが実施できないことにより会員に生じる不利益、損害については、各社はその責任を負わないこととします。 2.リンクしたICカード乗車券又はオートチャージ設定したモバイルSuica電話機等を紛失し、又は盗難にあった会員が第6条の手続きを行わなかった場合、および第6条第32項に規定するICカード乗車券の使用停止措置が完了するまでの間に、他人による本サービスの利用、又はICカード乗車券の使用等（払い戻しを含みます。）により生じた会員の損害については、各社はそれらを補償する責めを負いません。 3.会員は、退会後であっても、退会前に発生した本サービスにかかわる利用代金の支払いについては本特約が適用されることを了承することとします。

リンクに関する特約

第1条（適用範囲）本特約は、「三井住友VISAカード&三井住友マスターカード会員規約」、「ANA VISA Suicaカード会員特約」、東日本旅客鉄道株式会社ICカード乗車券取扱規則（平成13年10月東日本旅客鉄道株式会社公告第24号。以下「ICカード取扱規則」といいます。）および東日本旅客鉄道株式会社Suica電子マネー取扱規則（平成16年3月東日本旅客鉄道株式会社公告第34号。以下「電子マネー取扱規則」といいます。）（以下まとめて「会員規約等」といいます。）に対する特約であり、会員規約等と異なる条項については本特約を優先することとします。なお、本特約の用語の定義について特に定めのないものは、会員規約等によるものとします。なお、「ICカード取扱規則」による場合、「利用者」を「会員」、「電子マネー取扱規則」による場合、「Suica電子マネー」を「SF」、「利用者」を「会員」とそれぞれ読み替えることとします。

第2条（リンクサービス）「リンク」とは、三井住友カード株式会社、全日本空輸株式会社および東日本旅客鉄道株式会社（以下「JR東日本」といい、3社を総称して「各社」といいます。）が発行する「ANA VISA Suicaカード」（以下本特約においては「カード」といいます。）と、ICカード取扱規則第3条第1項第2号に規定する「記名ICカード乗車券（電子マネー取扱規則に規定する、「ICカード等」のうち記名されたものも含む。）」（以下「ICカード乗車券」といいます）の情報を関連付ける本特約第3条に定める手続き（以下「リンク設定」といいます。）を会員が完了することにより、次の各号に定めるサービス（以下「本サービス」といいます。）を可能にすることをいいます。 (1)カードを決済カードとしたICカード乗車券による「オートチャージに関する特約」第2条に定める「オートチャージサービス」 (2)その他各社が別に定めるサービス

第3条（設定方法） 1.リンク設定及び解除については、会員が本特約を承認かつ同意し、JR東日本またはJR東日本が提携している会社もしくは組織の運営するSuica対応ATMにより行うこととします。また、リンク設定の変更は、会員自らが設定解除後に再設定することにより行うこととします。 2.リンク設定は、次の各号の条件に合致し、かつ各社の承認を得ることが必要です。 (1)リンク設定を行うカードとICカード乗車券に登録された情報のうち、氏名・生年月日・性別のすべてが一致すること (2)リンク設定を行うICカード乗車券がSuica電子マネー対応であること (3)リンク設定を行うICカード乗車券がJR東日本が別に定めるICカード乗車券ではないこと (4)リンク設定を行うカードが他のICカード乗車券と既にリンクしていないこと (5)リンク設定を行うICカード乗車券が既に他のビューカードまたはJR東日本が提携した各会社と発行するビュー TypeII提携カードとリンクしていないこと (6)リンク設定を行うカードおよびICカード乗車券のいずれも無効なカードでないこと 3.リンクしたカードおよびICカード乗車券のいずれかが無効なカードとなった場合、本サービスの利用を停止することとします。 4.各社が必要と認めた場合には、何らの通知催告なくして本サービスを停止することがあります。

第4条（紛失・盗難等） 1.会員は、万一リンクしたICカード乗車券を紛失し、又は盗難にあった場合は、速やかにICカード乗車券を取扱う駅において、再発行の手続きを行うこととします。 2.JR東日本は前項の再発行の請求を受けた場合、翌日の営業開始時間までに使用停止措置を完了させます。

第5条（免責事項）不可抗力、システム上のトラブル、第3条第2項各号に合致しない場合等の理由を問わず、本サービスが実施できないことにより会員に生じる不利益、損害については、各社はいかなる責任も負わないこととします。

ビュー TypeII提携カードに関する特約

第1条（目的・定義） 1.本特約は、会員が、ANA VISA Suicaカード（以下「カード」といいます。）のクレジットカード機能をビュー TypeII提携カードとして利用するための条件を定めることを目的とします。 2.ビュー TypeII提携カードとは、東日本旅客鉄道株式会社（以下「JR東日本」といいます。）およびJR東日本と提携した会社または組織が発行するカードのうち、JR東日本が特に定めるものをいいます。

第2条（本特約の効力）本特約は、「三井住友VISAカード&三井住友マスターカード会員規約」および「ANA VISA Suicaカード会員特約」（以下まとめて「会員規約等」といいます。）に対する特約であり、会員規約等と異なる条項については本特約を優先することとします。なお、本特約の用語の定義について特に定めのないものは、会員規約等によるものとします。

第3条（利用） 1.会員は、会員規約等によるもののほか、JR東日本の指定するJR東日本の窓口、乗車券類発売機、JR東日本またはJR東日本が提携している会社もしくは組織の運営するSuica対応現金自動貸付機等（以下「JR東日本窓口等」といいます。）で、カードを利用することができます。 2.前項のJR東日本窓口等での利用時に会員は、売上票への署名に代えて、JR東日本窓口等に設置されている端末機で、所定の手続きによりカードの利用ができる場合があります。なお、三井住友カード株式会社、全日本空輸株式会社およびJR東日本（以下総称して「各社」といいます。）が特に認めた場合には、会員は、各社が指定する方法に従い、カードの提示、売上票への署名等を省略することができます。

三井住友カード株式会社　東京本社　〒105-8011 東京都港区海岸1-2-20　大阪本社　〒541-8537 大阪市中央区今橋4-5-15

492635　2014.1 東研